

## 令和7年度 デジタル化支援事業補助金 実施要領

### 1. 補助事業の目的

この制度は、市内製造業者が、受注の拡大、生産及び業務の効率化を図るために必要なソフトウェア等及び IoT デバイスを導入する際の経費の一部を補助することにより、市内製造業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とします。

### 2. 概要

補助対象者	<p>以下をすべて満たすもの</p> <p>(1) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内に本社を有するもの</p> <p>イ 市内に製造拠点を有するもの</p> <p>(2) 「日本標準産業分類」(令和 5 年総務省告示第 256 号)に定める製造業を主たる事業としているもの</p> <p>(3) 市税を滞納していないもの</p>									
補助対象事業	<p>(1) 製造現場デジタル化支援事業</p> <p>次のいずれかに該当する事業とします。</p> <p>ア 製品製造に必要な業務や製造工程を管理する業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等又は IoT デバイスを導入する取組</p> <p>イ 業務効率化又は付加価値を創造することを目的として、製造工程に関連する導入済みのソフトウェアを改修する取組</p> <p>(2) 省力化実践支援事業</p> <p>業務効率化を目的として製造工程に関連しない業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等を導入する取組</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; color: red; margin-top: 10px;"> <p>同様の趣旨の補助金等を受けている事業は対象外です。</p> </div>									
補助対象経費	別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除きます。)									
補助率・上限額	<p>補助対象経費に下表の補助率を乗じた額(1,000 円未満切り捨て)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> <th style="width: 20%;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 製造現場デジタル化支援事業</td> <td>1/2</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 省力化実践支援事業</td> <td>1/2</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)及び(2)の事業において、「松江市 IT 活用アドバイザー派遣事業」を利用し、当該助言に基づくソフトウェア等の導入若しくはソフトウェアの改修、又は IoT デバイスの導入(以下「IT 等の導入又は改修」という。)の場合は、補助率を補助対象経費の 3 分の 2 の額(1,000 円未満切り捨て)とします。</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; color: red; margin-top: 10px;"> <p>同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、それぞれの事業につき 1 回を限度とします。</p> </div>	事業名	補助率	上限額	(1) 製造現場デジタル化支援事業	1/2	80万円	(2) 省力化実践支援事業	1/2	20万円
事業名	補助率	上限額								
(1) 製造現場デジタル化支援事業	1/2	80万円								
(2) 省力化実践支援事業	1/2	20万円								
申請受付期間	<p>令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日まで</p> <p>※予算がなくなり次第受付を終了します。</p>									

最終の事業完了日	令和9年3月31日 ※この日以内で、経費の精算を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象です。 ※約束手形や電子記録債権等はその決済も含め上述の日までに完了する必要があります。
----------	---

## 別表

### (1) 製造現場デジタル化支援事業

経費区分	内 容
ソフトウェア等・IoT デバイス導入費	ソフトウェア及び IoT デバイス購入費、クラウドサービス利用料、ソフトウェア等及び IoT デバイスの設定費、ソフトウェア等及び IoT デバイス利用のための研修費 ※クラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。
ソフトウェア改修費	ソフトウェア改修に要する委託費

### (2) 省力化実践支援事業

経費区分	内 容
ソフトウェア等導入費	ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料、ソフトウェア等の設定費、ソフトウェア等利用のための研修費 ※クラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。

## 3. ソフトウェア等、IoT デバイスとは

### (1) ソフトウェア等

ソフトウェア又はクラウドサービスを言います。

該当例 パッケージシステム、CAD、CAM、会計ソフト、受発注システムなど

### (2) IoT デバイス

ネットワークに接続し、専らデータの収集を行うためのデバイスを言います。

ただし、パソコンやタブレット、スマートウォッチのような汎用性の高いものは除きます。

該当例 作業自動化を行うためのセンサー、製品の品質検査を行うカメラなど

#### 4. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

[https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo\\_business/sangyoshinko/seizou\\_shien/index.html](https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html)

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2) 「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

#### 5. 申請方法

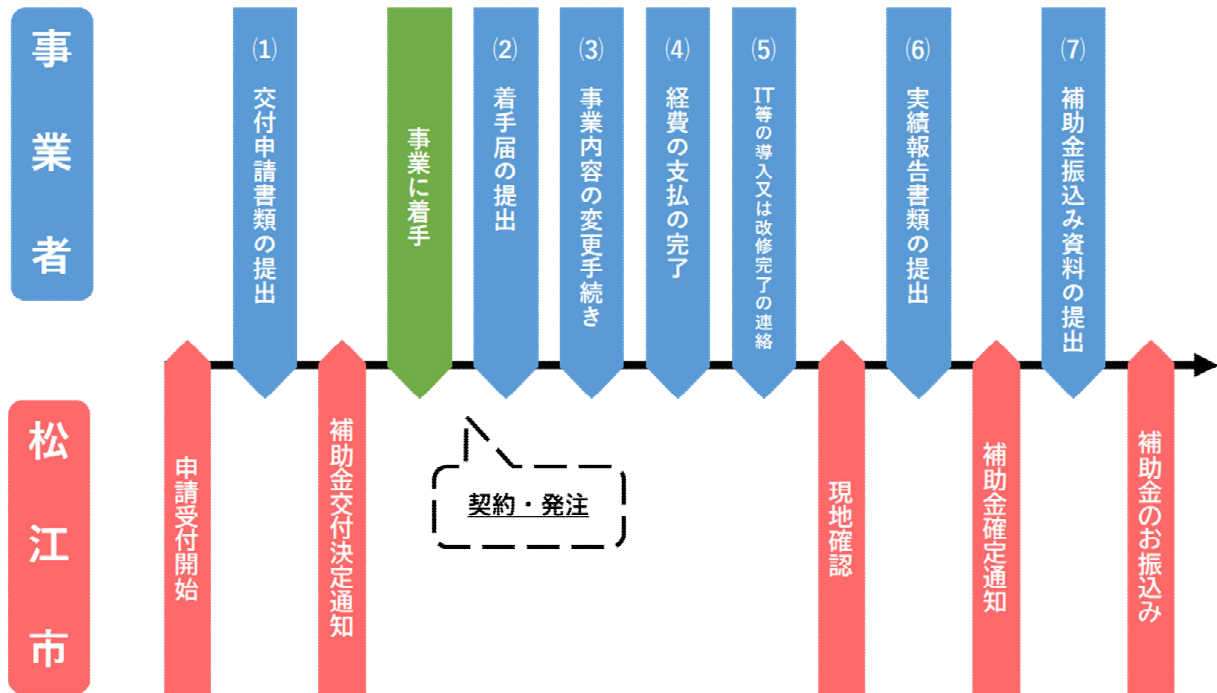
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「7. 問合せ先」までご相談ください。

## 6. 手続きの流れ



### (1) 交付申請書類の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。なお、申請の審査に際し、当センターの職員が現地調査を行う場合がありますので、ご対応ください。

#### ① (別記様式)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日より早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

#### ② (別紙1)事業計画書

#### ③ IT等の導入又は改修の概要がわかるもの(カタログや仕様書など)

#### ④ IT等の導入又は改修にかかる経費の見積書及びその明細

#### ⑤ 直近2期分の決算書の写し

### (2) 着手届の提出

補助金交付決定が通知されたら事業に着手し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

### (3) 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- ・ 事業が遅延し完了日が変更になった。
- ・ 見積金額が変更になり補助事業経費が変更になった。

。

(4)経費の支払の完了

補助事業に係る経費の支払いを完了してください。

(5)IT 等の導入又は改修完了の連絡

IT 等の導入又は改修が完了したら、実績報告に際し、当センターの職員による現地調査を受ける必要があります。IT 等の導入又は改修が完了したら、速やかに当センターへご連絡ください。

(6)実績報告書類の提出

事業が完了したら、1 か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

- ① (様式第4号)完了届
- ② (様式第5号)実績報告書
- ③ (別紙3)事業報告書
- ④ 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- ⑤ 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かるもの
- ⑥ 補助金利用アンケート

※松江市 HP の本補助金ページから様式がダウンロードできます。

(7)補助金振込み資料の提出

補助金確定通知を受けたら、補助金の以下の書類を当センターにご提出ください。

- ① (様式第7号)補助金等交付請求書
- ② 口座振込依頼書
- ③ 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

7. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノパークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)